

「山形県アナログ規制の点検・見直し方針」によるアナログ規制の見直し結果を踏まえた山形県屋外広告物条例等の運用（規制区分別）

※ 山形県屋外広告物条例は「条例」、同施行規則は「規則」とする。

No.	規制区分	条例等区分	条文	運用
1	定期検査・点検	条例	<p>(点検)</p> <p>第12条の2 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、規則で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況について定期的に点検を行い、必要が生じたときは、修繕その他の措置を講じなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。</p>	<p>(点検の実施方法について)</p> <p>この条文の規定上、点検の実施方法は、広告物が表示又は設置されている実地において、目視、触診又は打診等により行うことを前提とすること。ただし、無人航空機（ドローン、ラジコン機等）等のデジタル技術を活用することが効果的かつ適切である場合には、当該方法も可能とする。</p>
2	実地監査	条例	<p>(検査)</p> <p>第17条 知事は、必要と認めるときは、広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者又は管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者をして広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、必要な検査をさせることができる。</p>	<p>(報告・資料の提出方法について)</p> <p>この条文の規定上、報告・資料の提出方法は、施設・設備以外の実地でなくても確認できる内容については、情報セキュリティの確保を前提として、インターネットの利用その他の情報通信技術を利用する方法など、デジタル技術の活用を通じて行う方法も可能とする。</p> <p>(検査の実施方法について)</p> <p>この条文の規定上、検査の実施方法は、広告物若しくは掲出物件の存する土地又は建物に立ち入って行う従前の方法のほか、デジタル技術を活用することが効果的かつ適切である場合には、例えばオンライン会議システム等を活用したオンライン方式による方法も可能とする。</p>
3	実地監査	条例	<p>(報告及び検査)</p> <p>第24条の4 知事は、県内を営業区域として広告業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その営業につき、必要な報告をさせ、又はその職員をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p>	<p>(報告について)</p> <p>この条文の規定上、報告は、施設・設備以外の実地でなくても確認できる内容については、情報セキュリティの確保を前提として、インターネットの利用その他の情報通信技術を利用する方法など、デジタル技術の活用を通じて行う方法も可能とする。</p> <p>(検査・質問の実施方法について)</p> <p>この条文の規定上、検査・質問の実施方法は、営業所その他営業に関係のある場所に立ち入って行う従前の方法のほか、デジタル技術を活用することが効果的かつ適切である場合には、例えばオンライン会議システム等を活用したオンライン方式による方法も可能とする。</p>
4	書面掲示	条例	<p>(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項等)</p> <p>第16条の2</p> <p>2 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>(1) 前項各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して2週間（法第7条第4項の規定により除却された広告物については、2日）、規則で定める場所に掲示すること。</p>	<p>(公示について)</p> <p>この条文の規定上、公示は、関係者への幅広い周知を図る観点から、規則で定める場所における掲示に加え、山形県ホームページ等（インターネット）上への掲載を行うこと。</p> <p>なお、当該掲載のみをもって、この条文に基づく掲示の義務が果たされるものではないことに留意すること。</p>

			<p>(参考：規則)  (広告物等を保管した場合の掲示の場所)  第12条の2 条例第16条の2第2項第1号に規定する規則で定める場所は、保管した広告物又は掲出物件が表示され、又は設置されていた区域を所管する総合支庁建設部建設総務課、西村山建設総務課、北村山建設総務課又は西置賜建設総務課内(山形県事務処理の特例に関する条例(平成11年12月県条例第36号)に基づき市町村において行う場合(以下「市町村において行う場合」という。)にあつては、当該市町村の長が指定する場所)とする。</p>	
5	書面掲示	条例	<p>(標識の掲示)  第23条の2 広告業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に商号、名称又は氏名、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。</p>	<p>(標識の掲示方法について)  この条文の規定上、標識の掲示方法は、広告業者がウェブサイトを作成している場合は、営業所における掲示に加え、当該ウェブサイトへの掲載を推奨する。  なお、当該掲載のみをもって、この条文の規定に基づく掲示の義務が果たされるものではないことに留意すること。</p>
6	対面講習	条例	<p>(講習会)  第22条 知事は、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会(以下「講習会」という。)を開催しなければならない。</p>	<p>(講習会の開催方法について)  この条文の規定上、講習会の開催方法は対面を前提とする。なお、デジタル技術を活用することが効果的かつ適切である場合には、例えばオンライン会議システム等を活用したオンライン方式による方法も可能とする。</p>
7	往訪閲覧・縦覧	条例	<p>(広告景観モデル地区の指定)  第17条の2  4 知事は、モデル地区を指定しようとするときは、あらかじめその旨を公示し、基本方針の案を当該公示の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>(参考：条例)  第17条の2 知事は、市町村長の要請に基づき、良好な景観の形成を図るため、地域の特性に応じた広告物又は掲出物件についての規制又は誘導を行うことが特に必要と認める区域を、広告景観モデル地区(以下「モデル地区」という。)として指定することができる。</p> <p>第17条の2  5 前項の規定による公示があつたときは、モデル地区として指定しようとする区域の住民及びその区域において広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれを管理する者は、同項の期間が経過する日までに、縦覧に供した基本方針の案について、知事に意見書を提出することができる。</p>	<p>(縦覧方法について)  この条文の規定上、基本方針の案は、事務を所管する担当課に紙ファイルで備え付けることに加え、当該ファイルを電子化したものを山形県ホームページ(インターネット)上に掲載することで公衆の縦覧に供するものとする。  なお、当該掲載のみをもって、この条文に基づく縦覧の義務が果たされるものではないことに留意すること。</p>
8	往訪閲覧・縦覧	条例	<p>(屋外広告業者監督処分簿の備付け等)  第24条の3  2 知事は、屋外広告業者監督処分簿を一般の閲覧に供しなければならない。</p>	<p>(屋外広告業者監督処分簿について)  この条文の規定上、屋外広告業者監督処分簿は、事務を所管する担当課に紙ファイルで備え付けることに加え、当該ファイルを電子化したものを山形県ホームページ(インターネット)上に掲載することで一般の閲覧に供するものとする。  なお、当該掲載のみをもって、この条文に基づく閲覧の義務が果たされるものではないことに留意すること。</p>